

香芝市訓令甲第1号

各 部 課
各出先機関

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月26日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市事務決裁規程（平成5年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
第30条に次の1号を加える。

(4) 市有建築物（附帯施設を含む。以下同じ。）の建設工事、設備工事及び
修繕工事に係る指導及び監督に関すること。

第34条の2を削る。

第39条の2第2項第13号中「営繕課長」を「都市計画課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。